

# 社会福祉法人 恩賜財団 済生会高松宮記念基金規程

(昭和六十二年五月二十八日制 定)

(平成二十二年三月二十五日改 正)

(平成二十五年三月二十六日改 正)

## (目的等)

第一条 本基金は、第三代総裁高松宮宣仁親王殿下の御志を体し、本会創立の趣旨に則った事業の推進及び普及を図ることを目的とする。

2 本基金は、高松宮殿下の御遺贈金を基に、会員の会費、寄付金、各施設からの拠出金、他会計からの繰入金等により増大を図る。

## (名 称)

第二条 本基金は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会高松宮記念基金と称する。

## (事 業)

第三条 第一条第1項の目的達成のため、本基金により次の事業を行う。

- 一、生計困難者等への無料・低額診療
- 二、僻地診療
- 三、休日夜間診療
- 四、救急医療
- 五、ガン等成人病の予防と診療
- 六、老人医療
- 七、各種社会福祉施設の整備拡充
- 八、その他

2 本基金の一部を経営基盤強化資金に貸付け、第一条第1項の目的達成のための事業を行う。

第四条 本基金の管理及び事業の実施については、別に定める管理運営委員会の意見を徴し、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

## (会 計)

第五条 本基金は特別会計とする。

第六条 本基金の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

## (細 則)

第七条 この規程の施行に関する細則は別に定める。

### 附 則

この規程は昭和六十二年六月一日から施行する。

### 附 則

この規則は平成二十二年五月一日から施行する。

### 附 則

この規則は平成二十五年四月一日から施行する。